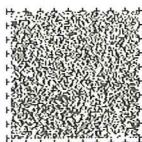


第5章

計画の推進



計画の推進のために

地域における「新たな支え合い」を実現するためには、地域の人々と様々な活動団体や組織が、自発的かつ継続的な活動を行い、それぞれの活動が結びついていくことが大切です。そのために、「連携」、「人材」、「情報」の3要素が重要であり、これらを強化する仕組みづくりが求められています。

1. 地域福祉を担う組織の連携強化

(1) 地域福祉を担う組織等の育成支援

本市においては、社会福祉協議会、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会のように地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体のように支援の必要な人に密着した福祉活動を実践している団体があります。しかし、このような団体間のつながりは、地域によって異なっているのが現状です。

地域福祉活動の推進には、これらの活動が、結びつきを深め、連携・協力することが大切であり、ネットワーク化し、地域の身近な問題を解決する仕組みとして、それぞれの地域に応じた「福祉ネットワーク」が生まれることが必要です。

(2) 地域福祉活動を支える拠点の充実

すべての人たちが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域で暮らす人たちが相互に見守り、支え合う仕組みづくりが必要になります。そのためには、地域の人たちが日常的にふれあい、交流していくことや人たちが集まる様々な機能を持った場（拠点）づくりが必要です。

地域の人たちが、自宅から歩いていける（小学校区単位）ところを地域福祉の基礎的な生活圏域として捉え、いつでも自由に利用でき、そこに行けば誰かに会えるといった場と、地域の人たちが必要とする機能を備えた拠点整備を進めていく必要があります。



2. 地域活動の担い手が育ち、活躍できる仕組みづくり

(1) 地域活動を担う人材が育つ環境づくり

地域のなかで支え合いながら、誰もが自分の意思で日常生活を送ることができる社会の実現を目指すためには、就業中の人口や障がい者、子どもたちなど、現在、地域活動に参加できない人が参加しやすくするための機会づくりなど、多くの人が地域活動に参加・参画しやすい環境づくりが重要となります。環境を整えることによって、市民誰でもが、地域福祉の担い手として活躍できる機会へとつながります。

「参加する」という視点を大切にしながら、一人ひとりが地域福祉の担い手として育っていけるような環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 地域活動を推進する人材の発掘

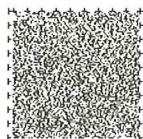
地域には様々な能力や特技を持つ人、多くの知識や経験を蓄積している退職後の高齢者などがいます。このような人たちを発掘し、地域活動を担う人材として活躍してもらうことが求められています。

そして、すでにボランティアとして福祉活動を行っている人には、一層、その専門性を高めるプログラムを開発する必要があります。さらに、次世代を担う子どもたちを、地域活動を通して地域の担い手として育成していく仕組みづくりも重要なになります。

(3) 地域活動の担い手が活躍できる仕組みづくり

地域福祉の担い手として、市民がそれぞれの立場でできることを行動に移していくためには、活動の第一歩を踏み出せるように、地域活動について相談できる場所があり、活動する場や仲間を紹介するなどのコーディネートをしてくれる人が必要です。さらに、コーディネート機能の充実を図ることで、地域活動を担う人たちのネットワークが広がり、より一層の活躍と地域活動の活発化が期待できます。

また、地域福祉分野だけではなく「福祉」に関する取り組み方やボランティア活動についての講習会や出前講座を通じて、福祉全般についての理解を深めるプログラムの開発も重要です。



3. 情報を共有する仕組みづくり

(1) すべての人に情報が伝わる仕組みづくり

様々な情報が提供されていても、すべての人に必要な情報が届き、かつそれを理解することができなければ、必要なサービスを受けることも、それによって生活を豊かにすることも難しくなってきます。

市民が必要な情報を共有するために、市は行政サービス情報を市民に適切に提供・伝達するとともに、市民が行政や民間のサービス情報を十分に把握できるよう、サービス情報を集約して提供できる仕組みが必要です。

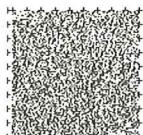
また、公共の情報だけにとどまらず、個人が得た情報や学習内容などを地域で共有していくために、社会福祉協議会は、地域の拠点の整備や地域福祉活動を推進する組織を構築し、情報の伝達を図る工夫が必要です。

さらに、市民のなかには、情報を得にくい人など様々な立場の方も暮らしているため、身近な地域での情報提供など、それぞれの実情に合わせた支援の仕組みを充実させる必要があります。

(2) 相談体制の充実

生活や福祉に関わる様々な問題を抱える市民のために、市や社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター等に相談窓口が設けられています。また、地域には民生委員・児童委員や自治会・町内会をはじめ地域組織の役員などが身近な相談窓口としての役割を果たしてきました。

しかしながら、相談機関に足を運べない人や、どこへ相談に行けばよいのかわからないという人もいて、地域のなかで歩いていける場所に、気軽に何でも相談できる仕組みが求められています。そこでは、プライバシーに配慮しながら身近な相談ごとの解決やより専門的な相談機関へつなげることも必要です。また、相談を匿名で受け、電話で相談できる仕組みとして、「福祉なんでも相談」があり、どこに相談したらよいかわからない等の相談にも応じることができます。



4. 計画の周知

地域福祉は、市、社会福祉協議会、市民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等、地域にかかわるものすべてが協力、協働して推進していくことが大切です。

そこで、市及び社会福祉協議会は、本計画で示した取組と方向性について、概要版や広報紙、ホームページなどにより公表し、周知を図ります。

また、より普及を図るため、「（仮称）地域福祉懇談会」などを通じて、具体的な取組や活動事例などを紹介しながら、理解と参加・協力を求めていきながら、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

5. 計画の進行管理

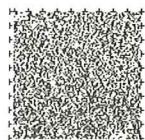
（1）健康福祉推進委員会による進行管理

本計画の進捗状況等については、久喜市総合福祉条例第35条に基づく久喜市健康福祉推進委員会に報告し、意見を求め、今後の計画の進行管理に反映します。

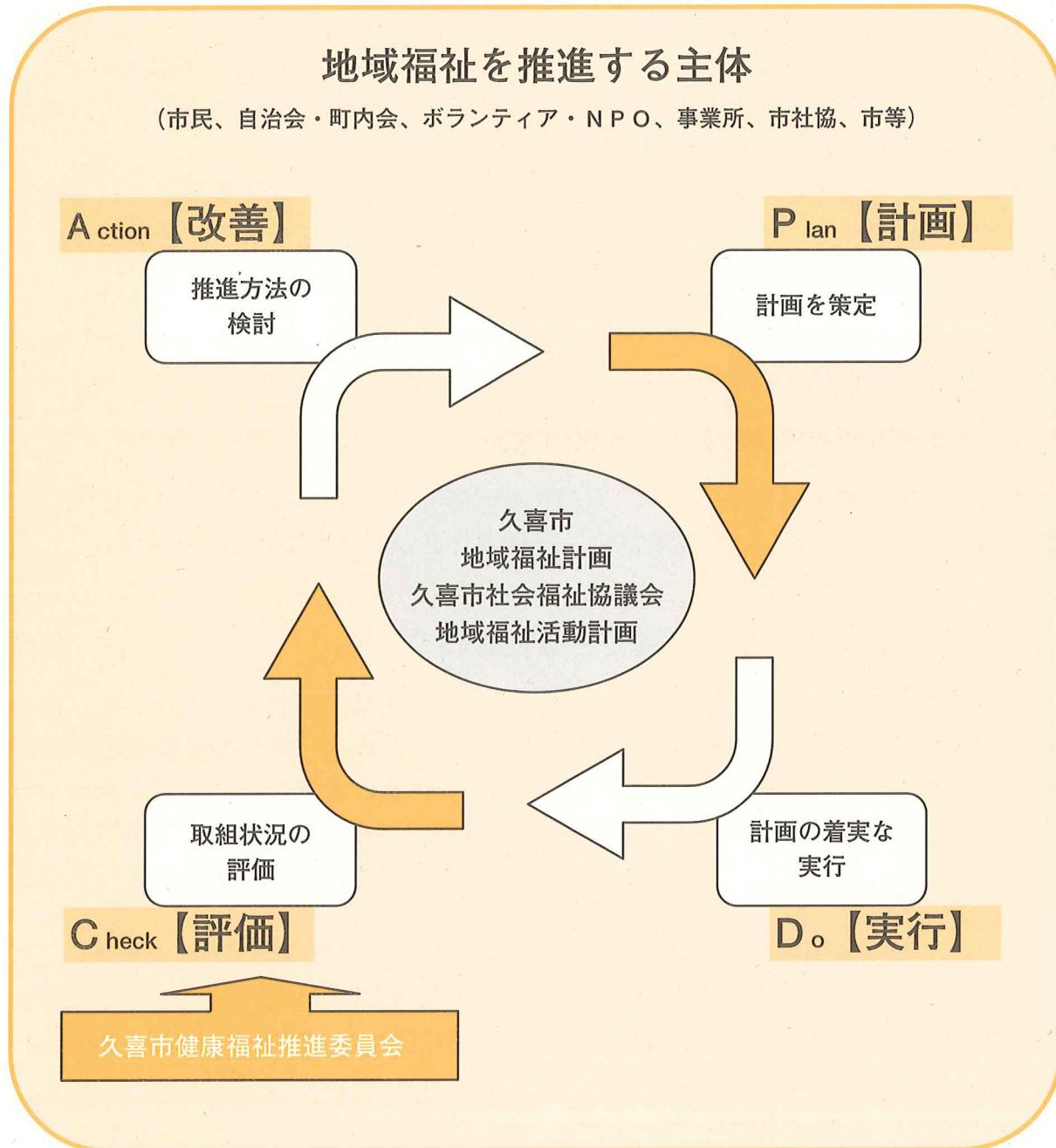
（2）地域活動の担い手が活躍できる仕組みづくり

計画の推進については、本計画が、福祉・保健・医療及び教育、まちづくりなど生活関連領域を含んだ総合的な性格の計画であることから、社会福祉協議会が実施するコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）実践者養成研修の修了者等で構成する「（仮称）CSW連絡会」によって、地域福祉推進に関する意見聴取や提案を行うとともに、行政と社会福祉協議会の計画担当職員等で構成する地域福祉推進担当者会議において、意見調整や推進方策の点検を行います。

市では、関係所属所によって構成された「（仮称）地域福祉計画推進会議」において府内の調整と計画の進行管理を行います。また、社会福祉協議会では、「（仮称）地域福祉活動計画推進会議」において計画の推進状況の意見聴取を行うとともに、理事会・評議員会において計画推進についての報告を行っていきます。



■地域福祉計画・地域福祉活動計画の継続的な推進イメージ



6. 計画の見直し

計画の推進にあたっては、計画期間中の社会情勢の変化、国や県の動向、分野別計画の変更などを十分に見極めつつ、効果的かつ効率的な運用に努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

